

## 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 村川 慶二

次のとおり一般競争入札を行います。

### 1 入札に付する事項

件 名	規 格	単位	数 量	納 期	納 地
ボイラー運転労働者派遣役務	仕様書のとおり	ST	1	令和7年9月1日(月) ～令和7年10月10日(金)	陸上自衛隊勝田駐屯地

### 2 参 加 資 格

- (1) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省府統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

### 3 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 契約条項を示す場所: 陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

### 4 説明会の日時及び場所:なし

### 5 入札実施日時及び場所:令和7年8月20日(水)11時15分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

### 6 保証金

- (1) 入札保証金:免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契約保証金:免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賃償:遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

### 7 無効入札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

### 8 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

### 9 契約書の作成:落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

### 10 その他の事項

- (1) 委任状について:入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知:入札前までに全省府統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について:郵便による入札は令和7年8月19日(火)17時00分までに下記宛先必着とする。  
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。  
なお初度入札で郵便による入札参加者があつた場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。  
　ア 日 時: 令和7年8月22日(金)13時30分  
　イ 場 所: 陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- (4) 暴力団排除誓約事項:入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」とおり誓約したものとする。
- (5) 問い合わせ・連絡先: 〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 鈴木 直通FAX: 029-271-3130 電子メール: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

## 入札書

品名	規格	単位	数量	単価	金額
ボイラー運転労働者派遣業務 別紙内訳書のとおり					
合計(税抜)					

金額 : ¥ (税抜)

納期 : 令和7年9月1日(月)～令和7年10月10日(金)

納地 : 陸上自衛隊勝田駐屯地

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校  
会計課長 村川穰二 殿

住所  
会社名  
代表者名  
担当者  
連絡先

## 内訳書

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額
	ボイラー運転労働者 派遣役務	仕様書のとおり	ST	1		
1	通常時間		TM	40		
2	深夜時間		TM	250		
3	諸経費	「諸経費等についてあれば項目ごとに記入して下さい」				
合計(税抜)						

## 市場価格調査

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額
	ボイラー運転労働者 派遣役務	仕様書のとおり	ST	1		
1	通常時間		TM	40		
2	深夜時間		TM	250		
3	諸経費	「諸経費等についてあれば項目ごとに記入して下さい」				
合計(税抜)						

※物品については、流通価格の記載をお願いいたします。

提出期限：令和7年8月18日（月）13時00分

提出先：陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX：029-271-3130

電子メール：[fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp)

住 所  
 会社名  
 代表者名  
 担当者  
 連絡先

## 陸上自衛隊施設学校仕様書

物品番号		仕様書番号	55
件名	ボイラー運転労働者派遣役務	作成年月日	令和 7年 7月30日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班

### 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校で実施する「ボイラー運転労働者派遣役務」について適用する。

### 2 引用文書

本仕様書に記載なき事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び関係法令に基づき実施するものとする。

### 3 実施場所

茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地

### 4 役務内容

#### (1) ボイラー運転業務

定められた就業時間において労働者を派遣し、炉筒煙管ボイラー2基及び付属設備の運転・監視業務を実施する。

##### ア 取扱いボイラー等の概要

###### a 炉筒煙管ボイラー

機器	規格	数量
炉筒煙管ボイラー	タクマ RE-60FⅡ 概算蒸発量 : 7,200kg/h 伝熱面積 : 66.9 m <sup>2</sup> 使用燃料 : A重油特種1号	1基
炉筒煙管ボイラー	タクマ RE-80FⅡ 概算蒸発量 : 9,600kg/h 伝熱面積 : 92.9 m <sup>2</sup> 使用燃料 : A重油特種1号	1基

###### b 還水槽他付属設備 一式

- イ ボイラーに付属する給水メーター・重油メーターの使用料、排煙温度計の温度、サービスタンクの残量を1時間に1回計測し、異状の有無を確認すること。また、測定結果については、官側の指定する様式に記入すること。
- ウ ボイラー等に異状が認められた際は、官側の指定する勤務員へ報告すること。
- エ その他、官側から指示される補助業務を実施すること。

(2) 派遣日数及び就業時間

ア 派遣期間

令和7年9月1日(月)～令和7年10月10日(金)

イ 派遣日

合計290時間(別紙第1「派遣労働時間表」のとおり)(基準)

ウ 就業時間

7時間15分／日 22時00分～06時00分(基準)

エ 休憩時間

指揮命令者の指示による就業時間途中の45分間

(3) 派遣人員

ア 派遣人員

1日につき1名

イ 必要能力

派遣労働者は以下に示すいずれかの資格を有する者とする。また、該当する免状の写しを官側に提出するものとする。

a 特級ボイラー技士

b 1級ボイラー技士

c 2級ボイラー技士

ウ 身元保証

派遣労働者は日本国籍を有する、業務遂行上支障が無い健康な者を充てるものとし、請負側の責任においてこれを保証するものとする。なお、派遣労働者の割当が明らかになり次第速やかに官側へ名簿を提出し、駐屯地への立入に必要となる申請書類について監督官より指示を受けるものとする。

エ 雇用形態等

派遣労働者の年齢及び無期雇用派遣労働者の別については限定しない。

(4) 勤務計画

ア 勤務計画

派遣労働者の勤務ローテーションは請負側計画とするも4-(2)-イに示す派遣日数及び就業時間を確実に履行出来るものとし、人員の入替は最小限とする。

イ 36協定の遵守

36協定に抵触しないような勤務計画とする。また、契約締結後速やかに36協定書の写しを提出する。

ウ 派遣継続性の確保

派遣労働者の病気や事故等で欠員が生じる場合は、速やかに監督官へ通報し、請負側の責任において交代要員を確保すること。

エ 派遣労働者の交代

以下のいづれかの事情が発生した場合は、官側はその理由を示したうえで、派遣労働者の交代を求める事が出来るものとする。

a 業務内容に必要とされる要件を著しく欠いている場合

b 業務上必要な官側の指示に従わない場合

c 勤務状況が著しく誠意を欠くと認められる場合

d 官側より示される場内規律や諸規則に違反した場合

e 守秘義務等に違反した場合

### (5) 派遣元の責務

#### ア 秩序維持

派遣元は派遣労働者が派遣先の規律、秩序及び諸規則等を遵守するよう教育を行い、適切に指導する。

#### イ 安全衛生管理

派遣元は派遣労働者の安全衛生に細心の注意を払い、健康管理に十分注意する。

#### ウ 労働・社会保険の加入

派遣労働者は労働・社会保険に加入させなければならない。また、派遣勤務中の事故等で派遣労働者が負傷した場合は、官側又は派遣労働者本人から派遣元へ速やかに通報し、処置を引き継ぐものとする。

#### エ 秘密義務の遵守

派遣元は業務遂行に際して知り得た事項（個人情報含む）について守秘義務を負う。派遣期間終了後においても同様とする。また、派遣労働者に対しても、守秘義務を遵守させるものとする。

#### オ 苦情処理

派遣労働者からの苦情の申し出を受けた時は適宜官側へ通知し、綿密な連携を図って誠意をもって迅速に処置を講じる。また、官側が苦情の申し出を受けた場合においても同様とする。

## 5 管理事項

- (1) 派遣労働者の服装は作業に従事するのに適したものとし、清潔に維持する。
- (2) 請負者は派遣労働者各人の写真入り名札（様式任意）を作成して就業中着用させるとともに、常時身分証明書を携帯させるものとする。
- (3) 建物の一部（ボイラ室、売店等）、機器類備品、消耗品及び光熱水等、派遣業務の遂行に必要なものについては無償で使用できるものとする。但し、使用にあたっては善良な管理者の注意を払うこと。
- (4) 派遣労働者は運転・監視対象設備に異常を認めた場合は速やかに官側へ通報し処置を支援するものとする。
- (5) 役務遂行にあたり敷地内外の施設を破損または汚損させないよう十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負側の負担において原状へ復すること。
- (6) 駐屯地内では官側の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- (7) 軽微な変更については契約額の増額は行わないが、勤務時間の変更は協議による。

## 6 品質保証

### (1) 完了検査

検査は、勤務状況及び報告書類の確認をもって実施する。

### (2) 報告書類

報告書類の内容は次による。

#### ア 作業日報（様式随意）

#### イ 労働者派遣実施記録表（別紙第2）

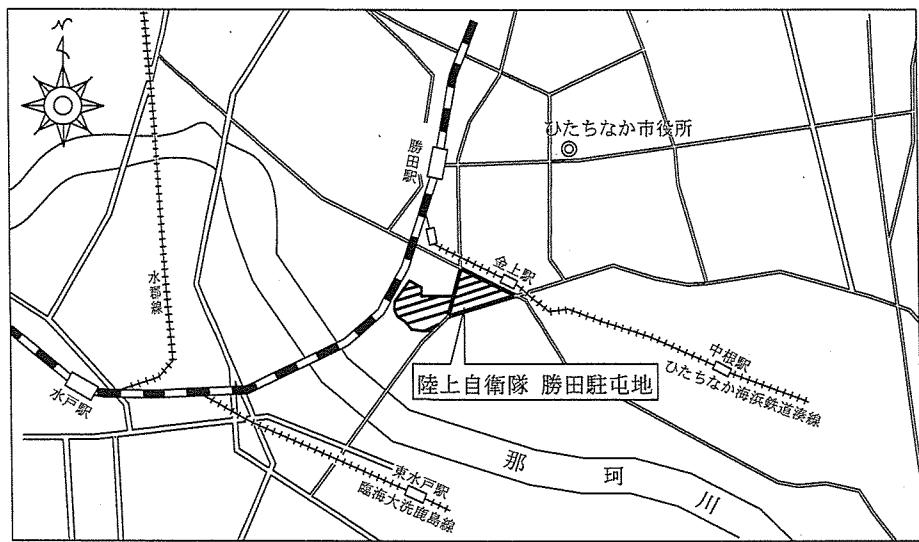
#### ウ その他、官側が求める書類

7 その他

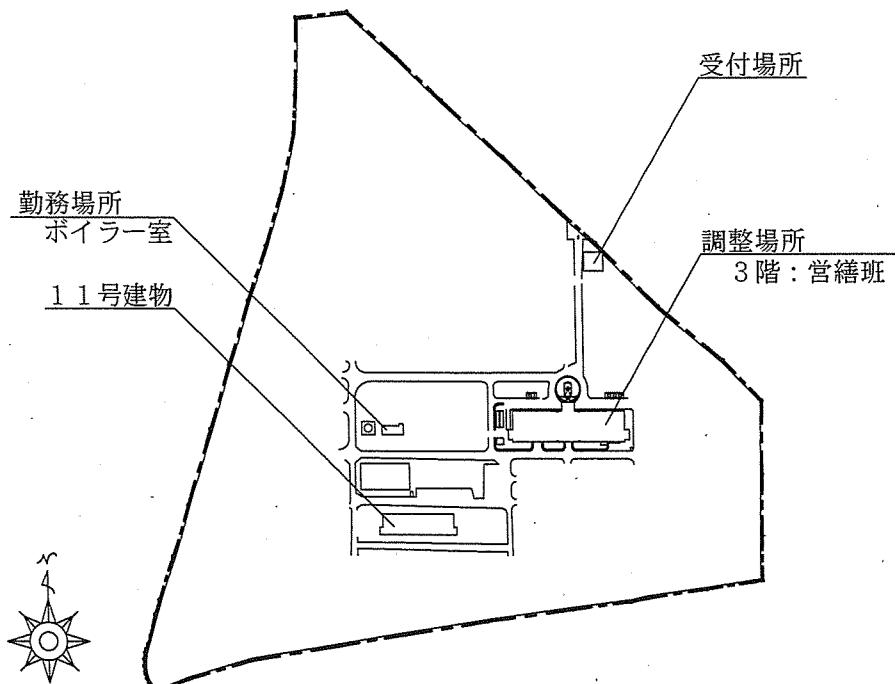
役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。  
また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

8 調整先

陸上自衛隊勝田駐屯地 施設学校総務部管理課営繕班 工事企画係 莊子  
029-274-3211（代表）内線251



勝田駐屯地案内図 S=1/X



勝田駐屯地配置図 S=1/X

派 遣 勤 時 時 間 表

別紙第1

9月												10月													
月		日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	
派遣日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	
勤務日	時間計																								

※ 1日の勤務時間は、22時00分～06時00分の7時間15分とする。

## 労働者派遣法施行令第 条第 号

労働者派遣実施記録表								
調達要求番号		5KV01A00033	事業所	所在地	ひたちなか市勝倉3433			
				名称	勝田駐屯地			
品名		ボイラー運転労働者派遣	契約相手方	所在地				
				名称				
月日	曜日	作業内容	時 間			作業者印	作業責任者印	確認印
			始業時刻	休憩時間	終業時刻			
/1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

## 労働者派遣法施行令第 条第 号

## 労働者派遣実施記録表

調達要求番号	5KV01A00050	事業所	所在地 名称	ひたちなか市勝倉3433 勝田駐屯地		
品名	ボイラー運転労働者派遣	契約相手方	所在地 名称			
月日	曜日	作業内容	時間 始業時刻 休憩時間 終業時刻	作業者印	作業責任者印	確認印
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

上記のとおり労働者派遣作業が完了したことを確認する。

年 月 日

検査官	所属	官職	氏名